

関連法規

附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年 3 月 28 日条例第 5 号）（抄）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

別表（抄）

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会	かながわボランティア活動推進基金 21 条例（平成 13 年神奈川県条例第 10 号）第 7 条に規定する事業等の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	10 人以内
---------------------	---	--------

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会規則（平成 13 年規則第 60 号）（抄）

（会長）

第 4 条 審査会に会長 1 人を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会の設置に関する要領（抄）

（幹事長）

第 4 条 幹事会に幹事長 1 人を置き、幹事長は審査会の委員をもってあてる。

2 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

3 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事のうちから審査会会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。